

## 国際統一基準行にバーゼルⅢの適用を図る金融庁告示の概要

小立 敬

### ■ 要 約 ■

1. 金融庁はバーゼルⅢテキストを受けて、2012年3月30日、国際統一基準行を対象にバーゼルⅢの適用を図る「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正」を公表し、即日公布した。金融庁は新告示と併せてパブリック・コメントの結果を公表し、新告示では明らかにされなかった定義などについては、今後、バーゼルⅢに関する Q&A 等において明確化する方針を示した。一方、国内基準の取り扱いに関しては、現在検討中であるとしている。
2. バーゼルⅢテキストと新告示とを比較すると、基本的に内容の相違はなく、また、新告示がバーゼルⅢテキストよりも踏み込んで規定している箇所もさほど見受けられない。その背景には、海外のバーゼルⅢの適用状況も睨みつつ、柔軟性を確保しながら国内適用を図るという金融庁の考えがあるのかもしれない。
3. 新告示は、バーゼルⅢの適用日を2013年3月31日とする。新告示では、その他 Tier1 や Tier2 の資本算入の要件の厳格化やダブルギアリング等（資本の意図的な相互持合い、重大な出資、重大な出資以外の投資）の調整項目の取り扱いが具体化された。新告示が適用されると普通株式以外のその他 Tier1、Tier2 による資本調達が難しくなることが想定され、運用の面では、ダブルギアリング等の強化に伴って、銀行、保険会社、その他の金融機関が発行する資本商品への投資が制約を受けることになる。
4. バーゼルⅢに対応する実務的な見地からすると、新告示は具体的な定義や要件を明確化していない点を残している。それらの点については、今後、金融庁が策定するバーゼルⅢに関する Q&A 等の中で明らかにされることから、Q&A 等で定義や要件が明確化されれば、銀行は新告示の導入の影響についてより正確に把握し、より具体的に実務的な対応を図れるようになるだろう。バーゼルⅢの全容を把握するには、Q&A 等の公表を待たざるを得ない。

### 新告示の公布

金融庁は、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委員会」）によるバーゼル テキスト「より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年

12月公表)を受け、2012年3月30日、海外支店等の海外営業拠点を有する国際統一基準行を対象にバーゼル の適用を図る「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正」(以下、「新告示」)を公表し、即日公布した<sup>1</sup>。金融庁は新告示と併せて、2012年2月の告示案に対するパブリック・コメントの結果として、「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」を公表し、新告示では明らかにされなかった定義などについては、今後、金融庁が策定するバーゼル に関するQ&A等において明確化する方針を示した。

新告示は2013年3月31日を適用日とし、適用日から段階適用される規制のみを内容としている。したがって、バーゼル の中でも、資本保全バッファ、カウンターシクリカルな資本バッファ(2016年適用)、レバレッジ規制(2018年適用)、流動性カバレッジ比率(2015年適用)、調達安定比率(2018年適用)は、新告示には含まれていない。一方、新告示は、国内基準行に関しては、附則9条において、当分の間、従来の規定を適用することを定めている。金融庁は、国内基準の取り扱いに関しては、現在検討中であるとしている。

バーゼル委員会のバーゼル テキストと金融庁の新告示を比較すると、基本的に内容の相違はなく、また、新告示がバーゼル テキストよりも踏み込んで規定している箇所もさほど見受けられない<sup>2</sup>。一方で、海外の状況を確認すると、EUでは、2011年7月に欧州委員会からバーゼル の域内適用を図る資本要求指令(CRD4)の案が示され、現在は欧州議会および欧州連合理事会において審議が行われている。バーゼル の規制レベルを超える規制を導入できる枠組みとしたい英国、スウェーデンと、バーゼル を最大の規制レベルに留めたいドイツ、フランスの間で見解の相違が生じており、議論の着地にはなお時間がかかるとみられる。一方、米国では、連邦準備制度理事会(FRB)を含む銀行規制当局がバーゼル の適用を図る規則提案を行うことになっているが、規則提案は未だ示されておらず、2012年第2四半期に策定される予定である<sup>3</sup>。金融庁の新告示がバーゼル テキストから踏み込んで具体化、明確化を図っていないのは、海外の状況も睨みつつ、柔軟性を確保しながら国内適用を図るという考えを表しているのかもしれない。

今後、新告示が日本の銀行に適用されると、普通株式以外の資本調達、つまりその他Tier1、Tier2による資本調達が難しくなることが想定される。また、銀行による運用の面では、ダブルギアリング等(資本の意図的な相互持合い、重大な出資、重大な出資以外の投資)の強化に伴って、銀行、保険会社、その他の金融機関が発行する資本商品への投資が制約を受けることになる。つまり、バーゼル は運用・調達の両面で銀行行動に大きな制約を与える可能性が高い。

以下では、新告示のうち「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に規定

<sup>1</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120330-1.html> を参照。

<sup>2</sup> バーゼル の概要については、小立敬「バーゼル : 包括的な銀行規制改革パッケージの概要」『野村資本市場クォーターリー』2011年冬号を参照。

<sup>3</sup> Basel Committee on Banking Supervision, "Progress Report on Basel III Implementation," April 2012.

する国際統一基準・連結自己資本比率に係る規則を対象にそのポイントを確認する<sup>4</sup>。

## 自己資本比率の最低基準と段階適用

バーゼル テキストは、主に普通株式と内部留保で構成されるコアな資本としての普通株式等 Tier1 (common equity Tier1) の概念を新たに導入し、これを重視する。新告示 2 条はバーゼル テキストに沿って、自己資本の最低基準としてリスクアセット対比で測る普通株式等 Tier1 比率を 4.5%、Tier1 比率を 6%、総自己資本比率を 8%と規定している (図表 1)。なお、新告示は、附則 1 条に定める適用日、すなわち 2013 年 3 月 31 日に適用される規制を内容とするものであるため、資本保全バッファ、カウンターシクリカルな資本バッファは告示の対象外である<sup>5</sup>。

一方、自己資本の最低基準に関する段階適用に関しては、附則 2 条に規定されており、2013 年 3 月末からの 1 年間は、普通株式等 Tier1 比率を 3.5%、Tier1 比率を 4.5%とし、2014 年 3 月末からの 1 年間は、普通株式等 Tier1 比率を 4%、Tier1 比率を 5.5%とする規定を設けている。2015 年 3 月末以降は、普通株式等 Tier1 比率 4.5%、Tier1 比率 6%という本則に規定する最低水準が求められる。

図表 1 自己資本規制における段階適用

	2013年 3月末～	2014年 3月末～	2015年 3月末～	2016年 3月末～	2017年 3月末～	2018年 3月末～	2019年 3月末～	2020年 3月末～	2021年 3月末～
普通株式等Tier1比率	3.5%	4.0%	4.5%						
Tier1比率	4.5%	5.5%	6.0%						
自己資本比率	8.0%	8.0%	8.0%						
資本保全バッファ									
G-SIBs資本サーチャージ									
調整項目の掛け目		20%	40%	60%	80%	100%			
公的資本の扱い						バーゼルⅢ基準適用			
Tier1、Tier2非適格資本の グランドファザリング上限	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%

(注) 網掛け部分は段階適用が終わり完全適用されていることを示す。

(出所) 金融庁新告示より野村資本市場研究所作成

<sup>4</sup> 告示は、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」、「銀行持株会社が銀行持株会社およびその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」、「最終指定親会社およびその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社およびその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」等の一部改正を図るものである。

<sup>5</sup> 資本バッファと同じタイミングで適用されるグローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs) に課される資本サーチャージに関しても規定はない。

## 自己資本の構成要素

### 1. 普通株式等 Tier1

新告示 5 条は、普通株式等 Tier1 の構成を規定する。そこでは、普通株式等 Tier1 の算定の基礎となる資本の額である「基礎項目」と、資本控除を行う「調整項目」に明確に区分されて規定されている（図表 2）。

基礎項目のうちその他の包括利益累計額については、現行のバーゼル に基づく告示（以下、「旧告示」）では、国際統一基準行はその他有価証券の評価損益が、 ネット評価損の場合は税効果調整後の額の全額を Tier1 から控除し、 ネット評価益の場合はその他有価証券評価差益の 45%相当額を Tier2 に算入する扱いであった。一方、バーゼル テキストは、普通株式等 Tier1 にその他の包括利益累計額を含めており、新告示では有価証券評価損益はその他の包括利益の項目と併せて、その他の包括利益累計額として一本化さ

図表 2 普通株式等 Tier1 の構成

基礎項目 (+)
普通株式に係る株主資本の額(社外流出予定額を除く)
その他の包括利益累計額、その他の公表準備金の額
普通株式に係る新株予約権の額
普通株式等Tier1に係る調整後少数株主持分の額
調整項目 (-)
無形固定資産の合計額
(i) のれんに係るのれん相当差額
(ii) のれん、モーゲージ・サービシング・ライツを除く無形固定資産
一時差異以外の繰延税金資産
繰延ヘッジ損益の額
事業法人等向けエクスポージャーおよびリテール向けエクスポージャーの期待損失額から適格引当金を控除した額(IRB採用行)
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額
負債の時価評価により生じた時価評価差額(自己資本算入額)
前払年金費用の額
自己保有普通株式の額
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額
少数出資金融機関等の普通株式の額
特定項目に係る 10%基準超過額
特定項目に係る 15%基準超過額
その他Tier1資本不足額

(出所) 金融庁新告示より野村資本市場研究所作成

れ、普通株式等 Tier1 に反映される扱いとなる<sup>6</sup>。なお、基礎項目の中の普通株式に係る新株予約権の要件について金融庁は、Q&A 等の中で明確化する予定であるとしている。

他方、調整項目のうち無形固定資産に関しては、旧告示ではのれん相当差額のみ自己資本から控除する扱いであったが、新告示は無形固定資産を普通株式等 Tier1 から原則すべて控除する<sup>7</sup>。一方、パーゼル テキストは、国際会計基準（IFRS）以外のローカル基準に基づいて無形固定資産を認識している銀行に、監督当局の承認の下、IFRS 基準で区分された無形固定資産を控除することを認めているが、新告示はその取り扱いについては特に規定していない。銀行は一般にソフトウェア資産を含む無形固定資産の計上額が相応の額に上ることが想定されることから、無形固定資産の控除は普通株式等 Tier1 のマイナス要因としてそれなりの影響を及ぼす可能性がある。

繰延税金資産については、会計と税務の（将来減算）一時差異に起因するものと、それ以外のものとの扱いが異なる。一時差異以外の繰延税金資産（例えば、繰越欠損金）については、普通株式等 Tier1 から全額が控除される。一方、一時差異に係るもの（例えば、貸倒引当金）は、普通株式等 Tier1 の 10% を上限に算入が認められ、後述する「特定項目に係る 10% 基準超過額」等において基準超過額が普通株式等 Tier1 から控除される。例えば、不良債権処理に伴って有税償却や有税引当が増加する局面では、一時差異に係る繰延税金資産が（普通株式等 Tier1 の 10% の水準を超えると）普通株式等 Tier1 のマイナス要因となる。なお、繰延税金資産に対して関連する繰延税金負債がある場合は、一定の額を相殺することができる<sup>8</sup>。

パーゼル テキストは内部格付手法（IRB）採用行において、期待損失に対する引当不足を普通株式等 Tier1 から控除すべきとしていることから、新告示は、事業法人等向けエクスポージャーおよびリテール向けエクスポージャーの期待損失額が適格引当金を上回る場合には、適格引当金を上回る額を普通株式等 Tier1 から控除することを規定している。なお、旧告示では、適格引当金を上回る額の 50% のみが Tier1 から控除される扱いであった。

証券化取引に関連してパーゼル テキストは、売却益によって生じる期待マージン収入など証券化取引に伴うエクイティ資本の増加について、資本から控除すべきとの考えを示している。そこで新告示は、証券化取引に伴って増加する自己資本に相当する額を普通株式等 Tier1 から控除することを定めている。なお、旧告示では Tier1 から控除されるものである。

パーゼル テキストは、銀行自身の信用リスクの変化に伴う負債の公正価値の変化から生じる未実現損益を普通株式等 Tier1 から控除すべきとする。米国では米国財務会計基準審議会（FASB）による FAS157 において、IFRS では IFRS9 号において、金融負債の公正

<sup>6</sup> その他の包括利益累計額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、持分法適用会社に対する持分相当額、その他の包括利益累計額合計等で構成されている。

<sup>7</sup> ただし、モーゲージ・サービシング・ライツに限っては後述の取り扱いができる。なお、無形固定資産の算定において、関連する繰延税金負債がある場合は相殺ができる（5条4項）。

<sup>8</sup> 具体的には、一時差異に係る繰延税金資産の場合は、繰延税金負債の額に対して一時差異に係る繰延税金資産の額を繰延税金資産全体の額で除して得られた割合を乗じて得た額、一時差異以外の繰延税金資産の場合は、繰延税金負債から の額を控除した額を相殺できる（8条13項）。

価値の取り扱いを定めている。新告示では、これらの会計基準を適用する銀行については、銀行等の信用リスクの変動に基づくもので、負債の時価評価によって生じる時価評価差額であって自己資本に算入される額が、普通株式等 Tier1 から控除される。

確定給付年金資産・債務についてバーゼル テキストは、未認識債務を含めて確定給付年金から発生する債務のすべてを普通株式等 Tier1 の計算に反映すること、損失吸収に当てることのできない確定給付年金資産を普通株式等 Tier1 から控除することを求めている。一方、新告示は、前払年金費用に関して普通株式等 Tier1 からの控除を規定している<sup>9</sup>。

自己保有普通株式の額については普通株式等 Tier1 から控除されるが、その対象は金庫株だけではない。バーゼル テキストは、資本の直接保有、間接保有およびシンセティックな保有を含むとしており、さらに資本保有の有無を把握するため、インデックス証券についてはルックスルーを要求している。これを受けて新告示は、「連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む」（8条4項）と規定している。この実質保有に関する具体的な定義は Q&A 等において明確化される予定である。また、自己保有普通株式の額に関しては、バーゼル テキストに沿って一定のショート・ポジションの相殺が認められる<sup>10</sup>。もっとも、一定のショート・ポジションの要件については新告示では明らかにされていない（同条5項）。

## 2 . その他 Tier1 資本、Tier2 資本

その他 Tier1 の構成は新告示 6 条に、Tier2 の構成は同 7 条に規定されている（図表 3）。自己保有普通株式の額と同様に、自己保有その他 Tier1 の額および自己保有 Tier2 の額については、実質保有ベースで勘案し、また、一定のショート・ポジションの相殺が認められることとなるが、いずれも具体的な要件は明らかにされていない。

<sup>9</sup> 前払年金費用の算定において、関連する繰延税金負債がある場合は相殺ができる（5条4項）。

<sup>10</sup> バーゼル テキストは、同種のエクスポージャーの場合は、ショート・ポジションにカウンターパーティ・リスクがない場合に限って、グロスのロング・ポジションの相殺を認めるとしている。

図表3 その他 Tier1、Tier2 の構成

## 【その他Tier1】

基礎項目 (+)
その他Tier1に係る株主資本の額(社外流出予定額を除く)
その他Tier1に係る負債の額
その他Tier1に係る新株予約権の額
SPV等の発行するその他Tier1の額
その他Tier1に係る調整後少数株主持分等の額
調整項目 (-)
自己保有その他Tier1の額
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1の額
少数出資金融機関等のその他Tier1の額
その他金融機関等のその他Tier1の額
Tier2資本不足額

## 【Tier2】

基礎項目 (+)
Tier2に係る株主資本の額
Tier2に係る負債の額
Tier2に係る新株予約権の額
SPV等の発行するTier2の額
Tier2に係る調整後少数株主持分等の額
一般貸倒引当金
調整項目 (-)
自己保有Tier2の額
意図的に保有している他の金融機関等のTier2の額
少数出資金融機関等のTier2の額
その他金融機関等のTier2の額

(出所) 金融庁新告示より野村資本市場研究所作成

## 自己資本算入要件の厳格化

銀行の自己資本の質の面での改善、つまり資本の損失吸収力の向上を図る観点から、新告示はバーゼル テキストが求める要件に沿って、その他 Tier1 資本商品、Tier2 資本商品の自己資本への算入要件を厳格化している。バーゼル においてその他 Tier1、Tier2 に区分される資本商品は、バーゼル の下で発行された現行の資本商品に比べてその商品性を大きく変えることになる。

## 1. その他 Tier1 の算入要件

新告示 6 条 4 項に規定するその他 Tier1 の資本算入要件は、バーゼル テキストに則して規定されている（図表 4）。ポイントとしては、剰余金の配当または利息の支払いの停止について、「発行者の完全な裁量により常に決定することができること」を要件として

図表 4 その他 Tier1 の資本算入要件

告示6条4項に掲げるその他Tier1の要件
1. 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
2. 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後の内容を有するものであること。
3. 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
4. 償還期限が定められておらず、あらかじめ定められた期間が経過した後に乗せられる一定の金利又は配当率(ステップ・アップ金利)に係る特約 <b>その他の償還を行う蓋然性を高める特約</b> が定められていないこと。
5. 償還を行う場合には発行後5年を経過した日以降( <b>発行の目的に照らして発行後5年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合</b> にあっては、発行後5年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。 イ. 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。 ロ. 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。 ハ. その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 (1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達(当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。)が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。 (2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。
6. 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。
7. 剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。 イ. 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。 ロ. 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。 ハ. 剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。 ニ. 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約(同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く。)がないこと。
8. 剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。
9. <b>剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。</b>
10. 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
11. 負債性資本調達手段である場合には、連結普通株式等Tier1比率が <b>一定の水準</b> を下回ったときに連結普通株式等Tier1比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減若しくは普通株式への転換( <b>元本の削減等</b> )という。)が行われる特約その他これに類する特約が定められていること。
12. 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
13. ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。
14. 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。
15. <b>元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること、ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。</b>

(注) 下線部は告示案からの修正箇所、太字斜線部は Q&A 等で明確化が予定されている箇所を指す。

(出所) 金融庁新告示より野村資本市場研究所作成



おり、銀行の経営悪化への対応として資本の社外流出を抑制するため、配当・利息の支払いを減額したり、配当・利息を停止するオプションをもつことを求めている。つまり、固定配当や固定利息の支払いを常に約した商品については、バーゼルでは資本算入ができない。また、ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還の蓋然性を高める特約を付すことが禁じられており、償還インセンティブのある商品性を持つ資本商品は、その他 Tier1 に算入することができない<sup>11</sup>。

その他 Tier1 に算入される資本商品が、優先株式ではなく会計上は負債計上される負債性資本調達手段の場合は、いわゆるコンティンジェント・キャピタルとして、「連結普通株式等 Tier1 比率が一定の水準を下回ったときに連結普通株式等 Tier1 比率が当該水準を上回るために必要な額またはその全額の元本の削減若しくは普通株式への転換が行われる特約その他これに類する特約」を付すことが求められる。バーゼル委員会は、元本の削減または普通株式への転換が行われるトリガー・ポイントに関してバーゼルの資本の定義に関する FAQ の中で、普通株式等 Tier1 比率 5.125%以上という具体的な水準を示しているが、新告示はどの程度の水準がトリガー・ポイントとして相応しいかを述べていない<sup>12</sup>。金融庁は「一定の水準」については、現在検討中であり、今後公表する Q&A 等において明確化する予定としている。

さらに、銀行が実質破綻時（at the point of non-viability）の資本の損失吸収力を確保する観点から、バーゼルはその他 Tier1 および Tier2 の要件として、規制当局が実質破綻と判断した時点で元本の削減または普通株式への転換が実施される条件、すなわちゴーンコンサーンに係る条項を商品契約に備えることを求めている<sup>13</sup>。これに関して、新告示は、その他 Tier1 の要件として、「元本の削減等（元本の削減もしくは普通株式への転換）または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること」と規定し、その他 Tier1 の商品契約にゴーンコンサーンに係る条項を手当てすることを求めている。

もっとも、バーゼルは、トリガー事由発生時に Tier1 および Tier2 資本商品の元本が削減されること、そうでなければ、納税者が損失に晒される前に当該資本商品が完全に損失吸収を図ることを求める法令が銀行の属する法域で施行されている場合には、特約を備える必要はないとする。そこで、新告示は但書として、「法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない」との適用除外を設けている。

<sup>11</sup> その他の償還を行う蓋然性を高める特約の要件については、Q&A で明確化される見通しである。

<sup>12</sup> Basel Committee on Banking Supervision, "Basel III Definition of Capital - Frequently Asked Questions," December 2011.

<sup>13</sup> 実質破綻時の資本の損失吸収力の強化に関する要件については、2010年12月のバーゼルテキストの公表後、別途2011年1月にバーゼル委員会から公表された。その内容については、小立敬「バーゼル：自己資本の損失吸収力に関する最低要件」『野村資本市場クォーターリー』2011年冬号を参照。

適用除外の条件としては、バーゼル委員会のピア・グループがレビューを実施し、当該国の法令が損失吸収の要件を満たしていることの確認が行われなければならない。日本で発行される資本商品のうち、銀行が発行する優先株式が当該条件を満たしているのか否かについては注目されるところであるが、バーゼル委員会のピア・グループによる確認が行われた形跡は今のところ見受けられない<sup>14</sup>。いずれにしても、これらの条件に関して金融庁は、現在検討中であり、Q&A 等において明確化する方針を明らかにしている。

## 2 . Tier2 の算入要件

一方、Tier2 の資本算入の要件は、新告示 7 条 3 項に規定されている（図表 5）。Tier2 に関してもその他 Tier1 と同様、ステップ・アップ金利その他の償還を行う蓋然性を高め

図表 5 Tier2 の資本算入要件

告示7条3項に掲げるTier2の要件	
1.	発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
2.	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。
3.	担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
4.	償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約 <b>その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還）を行う蓋然性を高める特約</b> が定められていないこと。
5.	償還等を行う場合には発行後5年を経過した日以降（ <b>発行の目的に照らして発行後5年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合</b> にあつては、発行後5年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。 イ. 償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。 ロ. 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。 ハ. その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 (1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。 (2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。
6.	発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。
7.	<b>剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。</b>
8.	発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
9.	特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第4項各号に掲げる要件（その他Tier1の要件）の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。
10.	<b>元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること、ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。</b>

（注） 下線部は告示案からの修正箇所、太字斜線部は Q&A 等で明確化が予定されている箇所を指す。

（出所）金融庁新告示より野村資本市場研究所作成

<sup>14</sup> バーゼル委員会が 2010 年 8 月に公表した銀行の実質破綻時の資本の損失吸収力の向上を図る要件を定める市中協議文書には、「日本では、優先株式は普通株式と同様、預金保険法 106 条に規定する資本金の減少（減資）が適用される。このメカニズムはこれらの（元本の削減に関する）条件を満たす」との注記があったことから、預金保険法の対象である銀行が発行する優先株式に関しては、適用除外となる可能性はある。

る特約、つまり商品性に償還インセンティブが設けられていないことが求められる。また、その他 Tier1 と同様、Tier2 にもゴーンコンサーンに係る条項に関する要件が定められている。劣後債務に関しては、優先株式とは異なり、トリガー事由発生時に資本商品の元本を削減または納税者が損失に晒される前に当該資本商品が完全に損失吸収することを可能にする日本の法令は想定されない。劣後債務に関しては、商品契約の中でゴーンコンサーンに係る条項を備える必要があると考えられる。

なお、償還期限までの残存年数が5年以内となった劣後債務は、自己資本比率の算定上、アモチゼーションが生じる。旧告示ではアモチゼーションは貸借対照表計上額に対して毎年20%ずつ減価する取り扱いであったが、新告示ではアモチゼーションとして、償還期限までの残存日数を残存5年となった日から償還期限までの日数で除した割合を貸借対照表計上額に乗じる額を資本算入額とする方法に変更されている。

## ダブルギアリング等の取り扱い

### 1. 対象金融機関、対象取引の範囲

#### 1) 他の金融機関等の定義

バーゼル テキストは、資本の意図的な相互持合い、重大な出資、重大な出資以外の投資（ダブルギアリング等）について、普通株式等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 の調整項目として各レベルでの控除を求めている。バーゼル テキストは対象金融機関を銀行、金融機関、保険会社と規定し、さらに外国金融機関も対象としており、国内預金取扱金融機関を対象としている旧告示よりも対象範囲が広がっている。

新告示では、「他の金融機関等」の定義が、資本の意図的な相互持合い、重大な出資、重大な出資以外の投資の対象金融機関を決定する。他の金融機関等とは、「金融機関もしくはこれに準ずる外国の者または金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く）であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの」と規定されている<sup>15</sup>（8条6項）。

「金融機関」の定義を確認すると、預金保険法上の金融機関および銀行持株会社等が含まれ、預金保険法上の金融機関とは銀行、信用金庫や信用組合を含む協同組織金融機関が規定されている<sup>16</sup>。つまり、告示上の金融機関とは預金取扱金融機関であり、他の金融機関等にはこれらに準ずる外国の者として外国銀行が含まれる。一方、「金

<sup>15</sup> 以下、「連結の範囲に含まれない」という場合は、連結自己資本比率の算出に当たって連結の範囲に含まれないものを指す。

<sup>16</sup> 新告示上の金融機関は、預金保険法2条1項に規定する金融機関、同法2条5項に規定する銀行持株会社等に加えて、農林中央金庫、農業協同組合および農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会が規定されている。一方、預金保険法2条1項に規定する金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫である。

融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者」の定義について金融庁は Q&A 等において明確化する予定としており、現段階では具体的な対象は分からない。Q&A 等では例えば、金融商品取引法上の第一種金融商品取引業（例えば、証券会社）、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業の取り扱いが明らかになることが想定される。また、「金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者」を除外できる規定となっているため、業種のみで判断されるのではなく、例えば、資産規模といったシステム上の重要性の判断要素を踏まえて、対象が明確化されることが予想される。

## 2) 対象資本調達手段の定義

ダブルギアリング等において考慮される「対象資本調達手段」は、普通株式、その他 Tier1、Tier2 に該当する資本商品である。さらに、普通株式、その他 Tier1、Tier2 のいずれにも該当しない、つまりバーゼル規制の適用を受けない規制金融機関が発行する資本商品については、当該金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準等において総自己資本に相当するものを構成する場合には、「みなし普通株式」として普通株式に相当する取り扱いを受けることとなる<sup>17</sup>。

## 3) 対象取引の範囲

資本の意図的な相互持合い、重大な出資、重大な出資以外の投資には、いずれも実質的な保有が勘案される。新告示は、保有の範囲として「連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む」と規定しており（8条6項乃至8項）、金融庁は、具体的な要件を Q&A 等において明確化することを明らかにしている。バーゼル テキストは、資本の直接保有、間接保有およびシンセティックな保有を含むとし、特に資本の保有の有無を把握するためにインデックス証券の保有に関してはルックスルーをすべきとする。つまり、インデックス証券にはルックスルーを要求し、デリバティブのロング・ポジションについても考慮することが想定されている。金融庁の Q&A 等においてもバーゼル テキストを踏まえた対応が示されるものと思われる。

また、バーゼル テキストはダブルギアリング等の対象取引に関して、特定の条件の下で、グロスのロング・ポジションと同種のエクスポージャーのショート・ポジションのネットティングを認めている。これを受けて新告示は、「資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる」と規定している（8条11項）。もっとも、「一定の」という条件は具体化されておらず、Q&A 等で明確化されることが想定される。

<sup>17</sup> 例えば、相互会社形態の保険会社においては、ソルベンシー・マージン比率を算定する上でソルベンシー・マージン（広義の自己資本）に考慮される基金や基金債が想定される。

また、新告示 8 条 12 項は、バーゼル テキストに則して引受けポジションについては、「引受けにより取得し、かつ、保有期間が 5 営業日以内の資本調達手段」に限って適用除外とすることを定めている。また、同項は、金融支援のための一時的な投資の適用除外を規定している。これはバーゼル テキストが、破綻処理や問題金融機関の再建のための金融支援に伴う一時的な投資を各国裁量で適用除外とすることを認めているためである。新告示は、「その存続が極めて困難であると認められる者の救済または処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」について、「当該資本調達手段の保有に関する特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限る」との条件を定めている。どのような条件でどの程度の期間を対象に金融庁長官が適用除外の承認を行うのか、当該規定からは分からない。

## 2. 資本の意図的な相互持合い

新告示は、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額、その他 Tier1 の額、Tier2 の額を算定する際の基準として、「他の金融機関等との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（普通株式（みなし普通株式を含む）、その他 Tier1、Tier2）を保有していると認められ」、かつ「当該他の金融機関等が意図的に当該銀行等の普通株式、その他 Tier1、Tier2 を保有していると認められる場合」を挙げている。つまり、相互に自己資本比率を向上させるという目的があり、当該銀行が他の金融機関等の資本調達手段を意図的に保有する一方、当該他の金融機関等も当該銀行の資本調達手段を意図的に保有していることが条件となる。「他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合」を条件としていた旧告示と比べるとむしろ条件が絞られている。新告示と旧告示の条件の違いについて、Q&A 等で金融庁の考え方が明らかにされることが期待される。

上記の判断基準に該当する場合、普通株式に該当するものの額が「意図的に保有している他の金融機関等の普通株式」として、その他 Tier1 の額が「意図的に保有している他の金融機関のその他 Tier1」として、Tier2 の額が「意図的に保有している他の金融機関の Tier2」として普通株式等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 からそれぞれ控除されることになる。

## 3. 重大な出資

バーゼル テキストは、連結の範囲に含まれない銀行、金融機関、保険会社への投資で、発行済普通株式の 10% 以上を保有している場合または当該会社が銀行の関連会社（affiliate）である場合は、それを「重大な出資」（significant investment）と位置づけて、普通株式投資に関しては、普通株式等 Tier1 の 10% 超過額を普通株式等 Tier1 から控除

し、その他 Tier1、Tier2 の投資がある場合には、いわゆるコレスポンディング・アプローチに従って対応する資本区分から資本控除することを求めている<sup>18</sup>。

新告示 8 条 8 項は、重大な出資の対象金融機関として「その他金融機関等」を定義しており、その対象範囲は前述の「他の金融機関等」の定義によって決まる。すなわち、その他金融機関等は、次の会社またはこれに準ずる外国の者が該当する。

当該銀行等がその総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有している他の金融機関等

連結の範囲に含まれない金融子会社（ を除く）

金融業務を営む会社を子法人等としている場合であって、連結の範囲に含まれないもの（ および を除く）

金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等（ を除く）

他の金融機関等であって当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等または関連法人等である者

新告示は、当該銀行が保有するその他金融機関等の普通株式に該当するものの額から「特定項目に係る 10%基準額」を控除した額、つまり普通株式等 Tier1 の 10%超過額を「特定項目に係る 10%基準額」として普通株式等 Tier1 から控除する扱いとなる（同条 9 項）。また、当該銀行がその他金融機関等のその他 Tier1、Tier2 を保有する場合は、「その他金融機関等の Tier1」、「その他金融機関等の Tier2」としてその他 Tier1、Tier2 から全額を控除することになる（同条 8 項）。

#### 4 . 重大な出資以外の投資

バーゼル テキストは、連結の範囲に含まれない銀行、金融機関、保険会社への投資で、当該金融機関の発行済普通株式の 10%未満であって、それらのすべての投資を合計して普通株式等 Tier1 の 10%を超過する場合には、当該 10%超過額についてコレスポンディング・アプローチによって普通株式等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 から控除することを求めている。日本の銀行は一般に、資本の持ち合いや純投資も含めて、金融機関が発行する資本商品に対する投資が多く、その資本控除の影響は他の調整項目と比べると相対的に大きいことが想定される。

新告示は、重大な出資以外の投資、すなわち当該銀行が総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を有していない他の金融機関等を「少数出資金融機関等」として定義する（8 条 7 項）。少数出資金融機関等の普通株式（みなし普通株式を含む）、その他 Tier1、

<sup>18</sup> コレスポンディング・アプローチとは、保有している他の金融機関の資本商品の自己資本規制上の区分に対応して、普通株式等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 から控除するという方法である。つまり、保有する金融機関の資本商品が普通株式の場合は普通株式等 Tier 1 から、劣後債の場合は Tier 2 から控除が生じる。

Tier2 の合計額から普通株式等 Tier1 の 10% に相当する額として「少数出資に係る 10% 基準額」を控除して「少数出資調整対象額」を算出する<sup>19</sup>。そして、算出された少数出資調整対象額に対して少数出資に係る普通株式保有割合を乗じて得た額を「少数出資金融機関等の普通株式」として普通株式等 Tier1 から控除し、少数出資に係るその他 Tier1 保有割合を乗じて得た額を「少数出資金融機関等のその他 Tier1」としてその他 Tier1 から、少数出資に係る Tier2 保有割合を乗じて得た額を「少数出資金融機関等の Tier2」として Tier2 から控除する扱いとなる<sup>20</sup>。

## 少数株主持分等の取り扱い

バーゼル テキストは、銀行子会社および銀行と同レベルの健全性規制の下にある金融機関子会社が発行する普通株式に係る少数株主持分に限って、普通株式等 Tier1 に一定額を算入することを認めている。銀行子会社や金融機関子会社ではない子会社の少数株主持分は、普通株式等 Tier1 には含まれない一方で、その少数株主持分は Tier1 および総自己資本において考慮される。

バーゼル テキストを受けて、新告示 8 条 1 項は、少数株主持分の資本算入が認められる「特定連結子法人等」として、「連結子法人等のうち金融機関またはバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準もしくはこれと類似の基準（金融商品取引業者等に関する内閣府例を含む）の適用を受ける者」を規定している。銀行子会社以外では、少なくとも自己資本規制比率が適用される第一種金融商品取引業者（証券会社）は含まれるものと考えられる。

その上で、銀行等の普通株式等 Tier1 への算入額に関しては、特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等 Tier1 に係る基礎項目であって、親法人である銀行の連結貸借対照表の純資産の部に少数株主持分として計上される部分の額のうち、以下のいずれかが少ない額に、普通株式等 Tier1 に係る第三者持分割合を乗じた額を超えない額を普通株式 Tier1 の基礎項目である「普通株式等 Tier1 に係る調整後少数株主持分」として計上することを認めている。

特定連結子法人等の自己資本比率の分母（＝リスクアセット）に 7% を乗じた額  
銀行の自己資本比率の分母のうち特定連結子法人等に関連する額に 7% を乗じた額

一方、Tier1 および総自己資本には子会社が発行する資本調達のほか、銀行子会社や金融機関子会社以外の子会社の少数株主持分も含まれる。新告示は、連結子法人等の少数

<sup>19</sup> 少数出資に係る 10% 基準額は、普通株式等 Tier1 の基礎項目から、調整項目のうち「無形固定資産」から「意図的に保有している他の金融機関等の普通株式」までの項目を控除した額として計算される。

<sup>20</sup> 少数出資に係る普通株式保有割合とは、少数出資金融機関等の資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額を少数出資に係る資本調達手段合計額で除した割合を指す。同様に、少数出資に係るその他 Tier1 保有割合、少数出資に係る Tier2 保有割合は、それぞれ少数出資金融機関等の資本調達手段のうちその他 Tier1、Tier2 の額を少数出資に係る資本調達手段合計額で除した割合である。

株主持分等相当 Tier1 に係る基礎項目であって、親法人である銀行の連結貸借対照表の純資産の部または負債の部に少数株主持分または負債として計上される部分の額のうち、以下のいずれか少ない額に、Tier1 に係る第三者持分割合を乗じた額を超えない額から、普通株式等 Tier1 に係る調整後少数株主持分を控除した額を「その他 Tier1 に係る調整後少数株主持分等」としてその他 Tier1 の基礎項目に計上することができる。

連結子法人の自己資本比率の分母に 8.5% を乗じた額

銀行の自己資本比率の分母のうち連結子法人に関連する額に 8.5% を乗じた額

また、連結子法人等の少数株主持分等相当自己資本に係る基礎項目において、銀行の連結貸借対照表の純資産の部または負債の部に少数株主持分または負債として計上される部分の額のうち、以下のいずれか少ない額に対して、総自己資本に係る第三者持分割合を乗じた額を超えない額から普通株式等 Tier1 に係る調整後少数株主持分、その他 Tier1 に係る調整後少数株主持分等を控除した額を Tier2 の基礎項目である「Tier2 に係る調整後少数株主持分等」に計上できる。

連結子法人の自己資本比率の分母に 10.5% を乗じた額

銀行の自己資本比率の分母のうち連結子法人に関連する額に 10.5% を乗じた額

## 特定項目に係る 10%基準額、15%基準額

バーゼル テキストは、重大な出資、モーゲージ・サービシング・ライツ、一時差異に係る繰延税金資産については、それぞれ普通株式等 Tier1 の 10% までの算入を認め、これらの項目全体で普通株式等 Tier1 の 15% という算入上限を設けている。

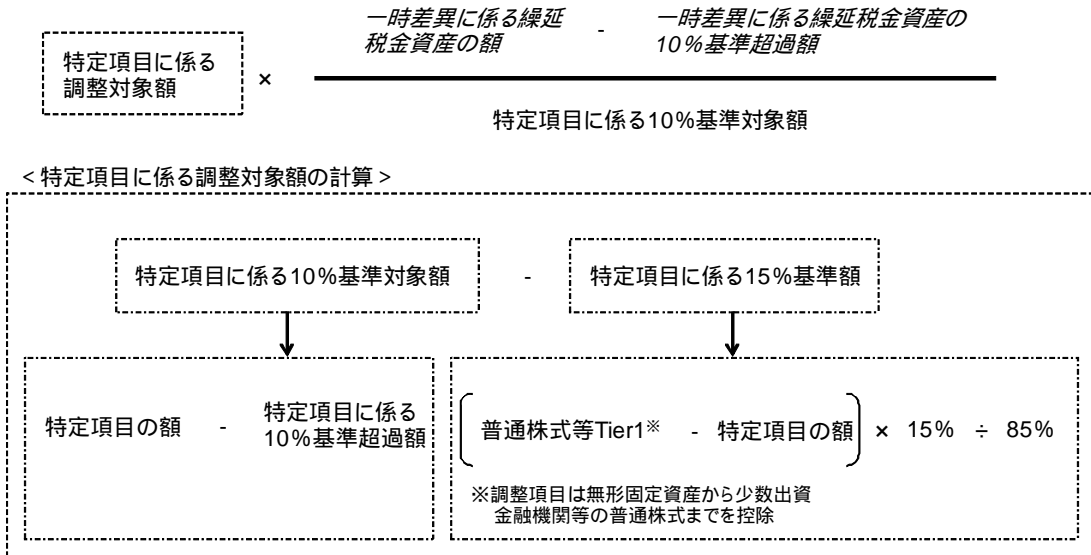
新告示 8 条 9 項は、普通株式等 Tier1 の 10% の上限を規定する。すなわち、「特定項目に係る 10% 基準額」として、普通株式等 Tier1 の基礎項目から、調整項目のうち無形固定資産から少数出資金融機関等の普通株式までの項目を控除した額に 10% を乗じた額を算定する。次に、重大な出資に係るその他金融機関等の資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から特定項目に係る 10% 基準額を控除した額、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る 10% 基準額を控除した額、一時差異に係る繰延税金資産の額から特定項目に係る 10% 基準額を控除した額を合計した額を普通株式等 Tier1 の調整項目である「特定項目に係る 10% 基準超過額」として定めている。

また、これら 3 つの項目に対する普通株式等 Tier1 の 15% の上限に関しては、普通株式等 Tier1 の調整項目の 1 つである「特定項目に係る 15% 基準超過額」として 8 条 10 項において規定している。特定項目に係る 15% 基準超過額は、一時差異に係る繰延税金資産を例にとると、特定項目に係る調整対象額に対して、一時差異に係る繰延税金資産の額から一時差異に係る繰延税金資産の 10% 基準超過額を控除した額に特定項目 10% 基準超過額を除いて得た割合を乗じた額が、一時差異に係る繰延税金資産に関する特定項目に係る



図表 6 特定項目に係る 15%基準超過額の計算

(例)一時差異に係る繰延税金資産



(出所) 金融庁新告示より野村資本市場研究所作成

15%基準超過額として算定される(図表6)。これを、その他金融機関等の資本調達手段のうち普通株式に該当するもの(重大な出資)、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産についても同様に算定して、それらを合計すれば特定項目15%基準超過額が得られる。

## 1250%のリスク・ウエイトの適用

バーゼル テキストは、特定の証券化エクスポージャー、PD/LGDアプローチの下での特定の株式エクスポージャー、非DVPおよび非PVP取引における未払いおよび未引渡し、事業会社への重要な出資に関しては、バーゼル の下での資本控除を改め1250%のリスク・ウエイトの適用を定めている。

新告示 247 条等は、無格付の証券化エクスポージャーを含む特定の証券化エクスポージャーについて従来の資本控除ではなく、1250%のリスク・ウエイトを適用することを定めている。また、166 条では、PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの額の資本控除の規定を削除している。一方、79 条の 5(標準的手法採用行)、177 条の 2(IRB 採用行)に規定される未決済取引については、資本控除から 1250%のリスク・ウエイトの適用に変更されている。そして、76 条の 2(標準的手法採用行)、178 条の 2(IRB 採用行)は、重要な出資のエクスポージャーに関して 1250%の掛目が適用されることを規定している。

## カウンターパーティ・リスクへの対応

金融危機によって、金融機関の相互連関性がある中で市場がストレスの状況に陥ると、大規模金融機関のエクスポージャーの相関性が上昇することが確認された。このため、バーゼル テキストは IRB 採用行の自己資本の算定の際に考慮される債務者間の資産相関について、一定の金融機関の資産相関には 1.25 倍の乗数をかけることを求めている。新告示 153 条は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャーのリスクアセットを計算する際、1.25 倍の相関係数を乗じることを規定している。

新告示は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャーとして以下を規定している（1 条 37 の 2 号）

大規模規制金融機関：規制金融機関として金融機関、保険会社、少額短期保険業者、第一種金融商品取引業者、銀行持株会社、保険持株会社、金融商品取引法上の最終指定親会社、これらに準ずる外国会社であって、連結資産の額が 1,000 億米ドルに相当する額以上の者およびそれらの子法人

非規制金融機関として、金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者で、規制金融機関、大規模規制金融機関以外の者

ダブルギアリング等における他の金融機関等の定義と同様、ここでも「金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者」が規定されているが、その具体的な範囲は定められておらず、Q&A 等において明確化される方針である。

また、バーゼル テキストは、カウンターパーティの信用力の変化に応じた CVA の変動によって銀行に多くの損失が生じたことから、標準的手法採用行および IRB 採用行ともに OTC デリバティブについて CVA の変動リスクに対する資本賦課を求めている。新告示は、CVA リスクを「クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により CVA（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額）が変動するリスク」と定義し、中央清算機関（CCP）以外の者を取引の相手方とするデリバティブ取引を対象とする CVA リスク相当額の算定方法として、270 条の 3 において標準的リスク測定方式を、270 条の 4 において先進的リスク測定方式を定めている。

## 各種の経過措置：段階適用

新告示の附則ではバーゼル テキストに則して、前述の自己資本比率の最低基準に関する段階適用のほかに、資本調達手段、公的機関による資本増強に関する措置、その他の包括利益累計額および評価・換算差額等、少数株主持分等、調整項目、特定項目に係る 15% 基準超過額に関する経過措置を設けている。

## 1. 資本商品のグランドファザリング

附則 3 条は、旧告示に基づいて発行された資本商品のグランドファザリング（既存の取り扱いを一定期間認める経過措置）の要件を定めている。まず、Tier1 商品に関しては、2010 年 9 月 12 日以前に発行されたものに限り、旧告示に基づく優先出資証券（海外 SPV が発行したもの）、非累積的永久優先株であって、その他 Tier1 の資本算入の要件（新告示 6 条 4 項）に該当しないものが「適格旧 Tier1」としてグランドファザリングの適用を受ける（同条 1 項）。適格旧 Tier1 については、適用日以降、グランドファザリングが適用される 2022 年 3 月末までの間、適用日における適格旧 Tier1 の額に図表 7 の期間の区分に応じた率を乗じた額を上限に、その他 Tier1 として考慮することができる。ただし、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付され、適用日以前にステップ・アップ金利等が上乗せされたものについては対象外となる。

次に、Tier2 商品に関しては、「適格旧 Tier2」として、2010 年 9 月 12 日以前に発行された旧告示に規定する負債性資本調達、期限付劣後債務、期限付優先株であって、Tier2 の資本算入の要件（新告示 7 条 4 項）に該当しないもの（ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたもので、適用日以前にステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く）、2010 年 9 月 12 日から 2013 年 3 月 30 日（適用日前日）までの間に発行された新告示 7 条 4 項の要件（ゴーンコンサーンに係る要件を除く）のすべてを満たすものであって、新告示 7 条 4 項に規定する Tier2 に該当しないものがグランドファザリングの対象となる（同条 2 項）。適格旧 Tier2 に係る資本算入額は、2022 年 3 月末までの間は、適用日の適格旧 Tier2 の額に図表 7 の期間の区分に応じた率を乗じた額を上限に、Tier2 に資本算入することができる。ただし、償還期限のある適格旧 Tier2 については、償還期限が 5 年を切るとアモチゼーションが生じるため、アモチゼーションされた額に対して、適用日の適格旧 Tier2 の額に図表 7 の期間の区分に応じた率を乗じた額が資本算入の上限となる。

また、新告示は上記のグランドファザリングの条件にかかわらず、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約がある適格旧 Tier1、適格旧 Tier2 については、ステップ・アップ金利等が上乗せされた場合、上乗せされた日以降はその他 Tier1、Tier2 への資本算入は認められないことを規定している（同条 3 項）。つまり、適用日以降についてもステップ・アップ金利等が上乗せされれば、その時点でグランドファザリングの対象から外れ自己資本から控除されることになる。

図表 7 グランドファザリングの算入条件に係る段階適用

	2013年 3月末～	2014年 3月末～	2015年 3月末～	2016年 3月末～	2017年 3月末～	2018年 3月末～	2019年 3月末～	2020年 3月末～	2021年 3月末～
Tier 1、Tier 2非適格資本の グランドファザリング上限	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%

（出所）金融庁新告示より野村資本市場研究所作成

なお、バーゼル テキストはグランドファザリングの基準日について、バーゼル委員会のガバナンス機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）がバーゼルの段階適用の方針を示した 2010 年 9 月 12 日に設定しているが、新告示は上記のとおり、ゴーン konsern に係る要件以外の Tier2 の要件をすべて満たす Tier2 については、2013 年 3 月 30 日までの発行分をグランドファザリングの対象に認めている<sup>21</sup>。

## 2 . 調整項目の取り扱い

バーゼル テキストは、調整項目に係る段階的な適用として、2014 年に自己資本から調整項目の 20%を控除し、翌年以降は 40%、60%、80%と段階的に控除する額を増加させながら、2018 年以降は資本から全額控除する取り扱いを定めている。また、その期間において資本控除されない部分については、各国の現行の取り扱いに従うとしている。

これを受けて新告示は、普通株式等 Tier1 の調整項目（うちその他 Tier1 資本不足額を除く）、その他 Tier1 の調整項目（うち Tier2 資本不足額を除く）、Tier2 の調整項目については、適用日から 5 年間は、図表 8 の期間の区分に応じた率を乗じた額を普通株式等 Tier1 の調整項目、その他 Tier1 の調整項目、Tier2 の調整項目として資本から控除することを規定している<sup>22</sup>（附則 7 条 1 項）。すなわち、調整項目の自己資本への影響は段階的に生じることとなる。

一方、期間の区分に応じた率を乗じた結果、普通株式等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 の調整項目として勘案されない額については、バーゼル テキストが各国の現行の取り扱いとすることを定めていることを受けて、新告示は、旧告示の Tier1 に該当するものはその他 Tier1 の調整項目として、旧告示の Tier2 および控除項目に該当するものは Tier2 の調整項目として考慮することとし、いずれにも該当しないものについては、なお従前の例によることとし、その場合は自己資本から控除しない扱いとしている（同条 2 項）。

例えば、新告示では重大な出資以外の投資は、「少数出資金融機関等の普通株式の額」、「少数出資金融機関等のその他 Tier1 の額」、「少数出資金融機関等の Tier2 の額」として調整項目となっているが、これらは旧告示の控除項目には当たらない。つまり、これら

図表 8 調整項目、その他の包括利益累計額に係る段階適用

	2013年 3月末～	2014年 3月末～	2015年 3月末～	2016年 3月末～	2017年 3月末～
期間の区分に応じた率	0%	20%	40%	60%	80%

（出所）金融庁新告示より野村資本市場研究所作成

<sup>21</sup> EU 域内でバーゼル 適用を図る欧州委員会の CRD4 の提案では、グランドファザリングの適用対象は、CRD4 の提案を公表したタイミングにあわせて 2011 年 7 月 20 日以前に発行されたものとされている。

<sup>22</sup> 新告示で調整項目に含まれるその他 Tier1 資本不足額、Tier2 資本不足額については、経過措置の対象から外れている。これは、それらの項目がバーゼル テキストでは調整項目として位置づけられていないため、経過措置の対象外となったものと想定される。

の額に関しては、期間の区分に応じた率を乗じて普通株式等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 の調整項目として考慮されなくなる額については、従前の例によるとされるため、資本控除は生じないことになる。

一方、例えば、普通株式等 Tier1 の調整項目である「証券化取引に伴い自己資本に相当する額」は、旧告示で Tier1 から控除される扱いである。したがって、この額については、期間の区分に応じた率を乗じて普通株式等 Tier1 の調整項目として考慮されなくなる額については、普通株式等 Tier1 ではなく、その他 Tier1 に係る調整項目となる。

もっとも、新告示と旧告示の対応が明らかな項目もある。例えば、旧告示の控除項目である「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」と、新告示の「意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額」、「意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 の額」、「意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 の額」とでは、定義も対象範囲も異なっている。そのため、これらの項目については、期間の区分に応じた率を乗じて調整項目として考慮されなくなる額の取り扱いが正確にはわからない。

### 3. その他の包括利益累計額

パーゼル テキストは、普通株式等 Tier1 を構成するその他の包括利益累計額に対して、調整項目と同じ段階的な措置を適用する方針を示している<sup>23</sup>。その他の包括利益累計額について新告示は、適用日から5年間は図表8の期間の区分に対応する率を乗じた額を普通株式等 Tier1 に算入するとする<sup>24</sup>（附則5条1項）。その上で、期間の区分に対応する率を乗じた結果として普通株式等 Tier1 に算入されないその他の包括利益累計額に関しては、

旧告示の Tier1 に該当するものはその他 Tier1 に、Tier2 に該当するものは Tier2 として勘案し、いずれにも該当しないものについては資本算入を認めていない（同条2項）。

例えば、為替換算調整勘定は旧告示では Tier1 から控除されることから、新告示では、期間の区分に対応する率を乗じて普通株式等 Tier1 には算入されないその他の包括利益累計額のうち、為替換算調整勘定に係る額に関しては、その他 Tier1 から控除されることになると考えられる。

一方、旧告示において国際統一基準行は、その他有価証券の評価損益がネットで負の場合には税効果勘案後の額を Tier1 から控除し、ネットで正の場合にはその他有価証券評価差益の45%相当額を Tier2 に算入する扱いであった。したがって、期間の区分に対応する率を乗じた結果、普通株式等 Tier1 には算入されないその他の包括利益累計額のうち、その他有価証券の評価損益に係る額がネットで負の場合にはその他 Tier1 に、ネットで正の場合にはその45%相当額が Tier2 に算入される扱いとなることが想定される。

<sup>23</sup> パーゼル テキストの脚注10では、未実現損失の取り扱いについては、調整項目に係る段階適用に従う方針を明らかにしている（ただし、未実現利益については引き続き検討する扱いであった）。

<sup>24</sup> 単体自己資本比率における評価・換算差額等についても、連結自己資本比率におけるその他の包括利益累計額と同様の経過措置が適用される。

## 4．少数株主持分等の取り扱い

バーゼル テキストは、少数株主持分等についても段階適用を定めている。バーゼルの資本算入要件を満たす少数株主持分等については、バーゼル 適用後は全額が資本算入される一方、バーゼル の要件を満たさないもので、各国の現行の取り扱いにおいて資本算入が認められる少数株主持分等については、2014 年にその金額の 20%を資本から控除し、翌年以降は 40%、60%、80%と資本控除の額を段階的に増加させ、2018 年には全額が自己資本から控除される。

そこで、新告示は少数株主持分等に係る経過措置として、連結子法人等の少数株主持分等に相当する自己資本のうち、新告示の要件（8条1項乃至3項）に照らして「普通株式等 Tier1 に係る調整後少数株主持分」、「その他 Tier1 に係る調整後少数株主持分等」、「Tier2 に係る調整後少数株主持分等」に算入されなかった額については、適用日から 5 年間は図表 9 の期間の区分に応じた率を乗じた額のうち、連結子法人等の普通株式に対応するものについては普通株式等 Tier1 に、連結子法人等のその他 Tier1、Tier2 に対応する部分については、それぞれその他 Tier1、Tier2 に算入することができる（附則 6条1項）。

## 5．特定項目に係る 15%基準超過額

バーゼル テキストは、重要な投資、モーゲージ・サービシング・ライツ、一時差異に係る繰延税金資産を「特定項目」として、バーゼルの完全適用前の特定項目に係る普通株式等 Tier1 の 15%超過額に関する経過措置も規定している。すなわち、バーゼルの適用日以降、完全適用前の取り扱いとして、特定項目以外のすべての調整項目を控除した後の普通株式等 Tier1 の 15%を上限に特定項目の合計額がそれを超えた場合に当該超過額を資本控除することを定めている。そして、バーゼル が完全適用される 2018 年以降については、資本算入可能な特定項目の合計額は、特定項目を含むすべての調整項目を自己資本から控除した後の普通株式等 Tier1 の 15%までと規定している。

そこで、新告示は適用日から 5 年間の特定項目に係る 15%基準超過額の経過措置として、特定項目以外のすべての調整項目を控除した後の普通株式等 Tier1 に対して 15%の算入上限を設けるため、附則 8条において本則に関する読み替え規定を設けている。

図表 9 少数株主持分等に係る段階適用

	2013年 3月末～	2014年 3月末～	2015年 3月末～	2016年 3月末～	2017年 3月末～
期間の区分に応じた率	100%	80%	60%	40%	20%

（出所）金融庁新告示より野村資本市場研究所作成

## 6 . 公的資本増強

既存の公的セクターによる資本増強に関してバーゼル テキストは、2018 年までのグランドファザリングを認めている。これを受けて新告示は、公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置として、当該措置を通じて適用日以前に発行された資本調達手段で、旧告示の Tier1 に該当するものの額については、2018 年 3 月 31 日までの間は新告示の普通株式等 Tier1 に資本算入することができる（附則 4 条 1 項）。すなわち、公的資金優先株式であってもその期限までは、普通株式等 Tier1 として考慮することができる。

また、公的資本増強に係る旧告示の Tier2 に該当するものについても、その期限までは Tier2 に算入することができる（同条 2 項）<sup>25</sup>。なお、公的資本増強のグランドファザリングについて新告示は、適用日前に発行されるものであれば、今後実施される公的資本増強についてもグランドファザリングの対象となる扱いとしている。

### 今後の注目点

国際統一基準行にバーゼル の適用を図る新告示が公表されたことで、日本におけるバーゼル 適用の具体的な方針が明らかになった。従来のバーゼル に比べると、普通株式以外での資本調達の条件が厳しくなり、ダブルギアリング等を始めとする各種の資本控除が普通株式等 Tier1 の水準に影響を与えることが確認される。銀行が他の金融機関の資本商品を保有することや、他の金融機関から資本調達を行うことがバーゼル に比べると格段に難しくなることが想定される。国際統一基準行にとって自己資本比率を意識した経営が、従来以上に求められることになるだろう。一方、国内基準行については、金融庁は現時点ではバーゼル の適用方針を明らかにしていないが、仮に国内基準行にもバーゼル が適用される場合には、銀行セクター全体により幅広い制約となることが予想される。

新告示で明らかになった経過措置は、銀行がバーゼル の適用日以降の自己資本比率の運営、あるいは資本政策を検討する際に考慮すべき不可欠の要素である。適用日以降は、各種の段階適用の措置によって、自己資本へのプラス、マイナスの影響が毎年異なるかたちで生じることになることから、銀行は各年の自己資本に与える経過措置に伴う影響の違いを正確に把握していることが求められよう。特に、既発行の資本商品に係るグランドファザリング、あるいはダブルギアリング等、繰延税金資産、無形固定資産を含む調整項目に係る段階適用については、日本の銀行に共通して影響が生じることが想定される。

もっとも、バーゼル に対応するための実務的な見地からすると、新告示は具体的な定義や要件を明確化していない点を残しており、それらの点については、今後、金融庁が策定するバーゼル に関する Q&A 等の中で明らかにされる見通しである。特に、資本商品

<sup>25</sup> 償還期限のある公的資本の Tier2 については、貸借対照表計上額に償還期限までの期間の日数を償還期限までの期間が 5 年となった日から償還期限日までの日数で除した割合を乗じた額を算入できる。

の資本算入の要件に関しては、コンティンジェント・キャピタルのトリガー・ポイントである普通株式等 Tier1 比率の水準、ゴーンコンサーンに係る条項の具体的な要件が現時点では明らかではない。また、ダブルギアリング等においては、対象金融機関の範囲を規定する他の金融機関等の範囲、資本調達手段の実質保有の考え方が明らかにされることになる。

これらの点が Q&A 等で明確化されれば、銀行は新告示の導入の影響についてより正確に把握し、より具体的に実務的な対応を図れるようになるものとみられる。バーゼル の全容を把握するには、Q&A 等の公表を待たざるを得ない。